

平成 30 年 3 月 14 日
年管管発 0314 第 4 号

日本年金機構
事業企画部門担当理事 殿
事業推進部門（統括担当）担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（ 公 印 省 略 ）

国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う
事務の取扱いについて

国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 130 号）が平成 29 年 12 月 6 日付けで公布され、その内容については「国民年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成 29 年 12 月 6 日付け年管発 1206 第 1 号）により日本年金機構理事長あて通知されたところであるが、これらの事務の取扱いについては、下記のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第 1 改正の概要

国民年金保険料を口座振替により納付している第 1 号被保険者が、海外に転出し、同月内に引き続き任意加入被保険者となる場合等であって、当該被保険者が引き続き同一の口座から口座振替による納付を行う旨の申出があった場合は、預金口座の番号等の記入を省略できるものとする。

第 2 対象となる手続き

同月内に引き続き次の被保険者の資格を取得する場合であって、当該被保険者が引き続き同一の口座から口座振替による納付を行う旨の申出があった場合とする（クレジットカード納付は対象外）。

- 1 国民年金第 1 号被保険者の資格を喪失し、引き続き任意加入被保険者の資格を取得する場合
- 2 任意加入被保険者の資格を喪失し、引き続き国民年金第 1 号被保険者の資格を取得する場合

- 3 任意加入被保険者の資格を喪失し、引き続き任意加入被保険者の資格を取得する場合

第3 具体的な事務の取扱い

資格取得の際に、被保険者から引き続き同一の口座から口座振替による納付を行う旨の申出があった場合は、別添のとおり国民年金被保険者関係届の備考欄に「前回と同一の口座から振替を希望する」旨の記述をし、意思表示することで、預金口座番号等の記入を省略できるものとする。

なお、同月内に第2の手続きを行う場合であっても、資格取得の時期等により、納付書による方法で保険料の納付が必要となる場合があることに留意すること。

第4 施行期日

平成30年4月1日

様式コード			
4	1	0	0



国民年金被保険者関係届書 (申出書)

裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長 日本年金機構理事長 あて 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
以下のとおり届け出 (申し出) ます。

氏名: **年金 太郎** 印
(被保険者本人が自署の場合は押印不要)

被保険者との続柄: ① 本人 2. その他 ()

市区町村	日本年金機構

基礎年金番号 (10桁) で届出する場合は「①個人番号」に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0	② 生年月日	⑤ 昭和 7. 平成	5 0 0 3 1 3	
	③ 氏名	(フリガナ) ネンキン 太郎	④ 性別	① 男性 2. 女性		
	⑤ 郵便番号	0 1 2 3 4 5 6	⑥ 電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 ② 携帯電話 4. その他 090 - 0000 - 0000		
	⑦ 住所	トウキョウト スギナミク タカイドニシ 東京都杉並区高井戸西●-●-●				
	⑧ 国籍 (外国籍の方のみ)	⑨ 外国人通称名 (住民票上の通称) (フリガナ)				

届出 (申出) を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	⑪ 該当・申出年月日	⑫ 理由等
資格取得届 <input checked="" type="radio"/> ①	平成 3 0 0 4 1 2	0. 20歳到達 (学生) 4. 任意加入の申出 1. 資格取得届出もれ 5. その他 2. 20歳到達 10. 中国残留邦人等 3. 厚生年金 (共済含む) からの移行 <input checked="" type="radio"/> 11. 外国からの転入
資格喪失届	平成	1. 厚生年金 (共済含む) への移行 5. 期間満了 2. 任意加入対象者に該当 10. 中国残留邦人等非該当 3. その他 11. 外国への転出 4. 任意喪失の申出
付加保険料納付・辞退申出	平成	1. 納付の申出 3. 農業者年金の資格取得 2. 納付辞退の申出 4. 農業者年金の資格喪失
保険料免除理由該当届	平成	1. 法第89条第1号 (障害基礎年金等) <input checked="" type="radio"/> ⑬ 保険料納付申出の確認 2. 法第89条第2号 (生活扶助等) 1. 希望する 3. 法第89条第3号 (国立療養所等) 2. 希望しない
年金手帳再交付申請	平成	1. 紛失 9. その他 2. 破損 (汚れ) ()
備考	前回と同一の口座からの振替を希望する	

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	⑪ 該当年月日	⑫ 理由等
住所変更届	平成	変更前住所
氏名変更届	平成	変更前氏名
死亡届	平成	届出者連絡先

※ 市区町村・日本年金機構連絡欄	⑭ 納付書関連	
	作成不要	1
	早期送付	2

提出にあたってのご注意

「A. 被保険者」欄について

- ・ 選択項目は該当する番号を○で囲んでください。
- ・ 「③氏名」欄は住民基本台帳に登録されている氏名を記入してください。
- ・ 「⑧国籍」欄は外国籍の方のみ記入してください。
- ・ 「⑨外国人通称名」欄は住民基本台帳に登録されている通称を記入してください。

「B. 届出（申出）事項」欄、「C. 届出事項」欄について

- ・ 下表を参考に記入してください。
- ・ 免除理由該当届を届出する場合は、「⑬保険料納付申出の確認」欄を記入してください。なお、保険料納付を希望する場合は、「国民年金保険料免除期間納付申出書」の提出が必要です。
- ・ 住所変更届、氏名変更届および死亡届は、個人番号をお持ちでない方が該当する場合のみ届出が必要です。
- ・ 海外任意加入の場合は、「備考」欄に国内協力者（氏名・住所・被保険者との続柄）を記入してください。
- ・ 国民年金保険料納付書・控除証明書等の郵送物を住民票住所以外のところへ送付を希望される場合は、「備考」欄に希望する郵便番号と住所を記入してください。

● 国民年金に加入するときの届出（申出）

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日」欄	「⑫理由等」欄
20歳に到達したとき	「1」に○印	誕生日の前日	学生の方は「0」に○印 学生以外の方は「2」に○印
厚生年金または共済組合の資格を喪失（退職）したとき		退職日の翌日	「3」に○印
配偶者の退職等により、第3号被保険者でなくなったとき	「2」に○印	配偶者の退職日の翌日あるいは扶養されなくなった日	「5」に○印
配偶者の65歳到達により、第3号被保険者でなくなったとき		配偶者の65歳誕生日の前日	
60歳以上の方が任意加入するとき	「3」に○印	申し出た日	「4」に○印
海外に居住する方が任意加入するとき			

● 国民年金をやめるときの届出（申出）

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日」欄	「⑫理由等」欄
厚生年金または共済組合の資格を取得（就職）したとき	「4」に○印	入社した日	「1」に○印
海外に転出するとき		出国の翌日	「11」に○印
任意加入をやめたいとき	「5」に○印	申し出た日	「4」に○印

● 付加保険料を納付するとき、納付をやめるときの届出（申出）

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日」欄	「⑫理由等」欄
付加保険料の納付を希望するとき	「6」に○印	申し出た日	「1」に○印
付加保険料の納付をやめたいとき			「2」に○印
農業者年金の資格を取得したとき	「7」に○印	農業者年金の資格取得日	「3」に○印
農業者年金の資格を喪失したとき		農業者年金の資格喪失日	「4」に○印

● 国民年金保険料の免除理由に該当したとき、該当しなくなったときの届出

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日」欄	「⑫理由等」欄
免除理由に該当したとき	「8」に○印	該当した日	該当した項目に○印
免除理由に該当しなくなったとき	「9」に○印	該当しなくなった日	該当しなくなった項目に○印

● 年金手帳を再交付するときの申出

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日」欄	「⑫理由等」欄
年金手帳を失くしたとき、破損したとき	「10」に○印	申出をする日	再交付を希望する理由に○印

● 住所変更、氏名変更および死亡の届出（個人番号をお持ちでない方のみ届出が必要）

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当年月日」欄	「⑫理由等」欄
住所が変わったとき	「11」に○印	住所変更した日	変更前の住所を記入してください
氏名が変わったとき	「12」に○印	氏名変更した日	変更前の氏名を記入してください
亡くなったとき	「13」に○印	亡くなった日	届出者の連絡先を記入してください

平成 30 年 3 月 14 日
年管管発 0314 第 5 号

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（ 公 印 省 略 ）

国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う
事務の取扱いについて

国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 130 号）が平成 29 年 12 月 6 日付けで公布され、その内容については「国民年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成 29 年 12 月 6 日付け年管発 1206 第 2 号）により地方厚生（支）局長あて通知されたところであるが、これらの事務の取扱いについては、下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、貴管内市町村への周知をお願いする。

記

第 1 改正の概要

国民年金保険料を口座振替により納付している第 1 号被保険者が、海外に転出し、同月内に引き続き任意加入被保険者となる場合等であって、当該被保険者が引き続き同一の口座から口座振替による納付を行う旨の申出があった場合は、預金口座の番号等の記入を省略できるものとする。

第 2 対象となる手続き

同月内に引き続き次の被保険者の資格を取得する場合であって、当該被保険者が引き続き同一の口座から口座振替による納付を行う旨の申出があった場合とする（クレジットカード納付は対象外）。

- 1 国民年金第 1 号被保険者の資格を喪失し、引き続き任意加入被保険者の資格を取得する場合
- 2 任意加入被保険者の資格を喪失し、引き続き国民年金第 1 号被保険者の資格を取得する場合

- 3 任意加入被保険者の資格を喪失し、引き続き任意加入被保険者の資格を取得する場合

第3 具体的な事務の取扱い

資格取得の際に、被保険者から引き続き同一の口座から口座振替による納付を行う旨の申出があった場合は、別添のとおり国民年金被保険者関係届の備考欄に「前回と同一の口座から振替を希望する」旨の記述をし、意思表示することで、預金口座番号等の記入を省略できるものとする。

なお、同月内に第2の手続きを行う場合であっても、資格取得の時期等により、納付書による方法で保険料の納付が必要となる場合があることに留意すること。

第4 施行期日

平成30年4月1日

様式コード			
4	1	0	0



国民年金被保険者関係届書 (申出書)

裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長 日本年金機構理事長 あて 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
以下のとおり届け出 (申し出) ます。

氏名: **年金 太郎** 印
(被保険者本人が自署の場合は押印不要)

被保険者との続柄: ① 本人 2. その他 ()

市区町村	日本年金機構

基礎年金番号 (10桁) で届出する場合は「①個人番号」に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)	012345678910	② 生年月日	⑤ 昭和 7. 平成	500313	
	③ 氏名	ネンキン 太郎	④ 性別	① 男性 2. 女性		
	⑤ 郵便番号	0123456	⑥ 電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 ② 携帯電話 4. その他 090-0000-0000		
	⑦ 住所	トウキョウト スギナミク タカイドニシ 東京都杉並区高井戸西●-●-●				
	⑧ 国籍 (外国籍の方のみ)	⑨ 外国人通称名 (住民票上の通称)	(フリガナ)			

届出 (申出) を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	⑪ 該当・申出年月日	⑫ 理由等
資格取得届 <input checked="" type="radio"/> ①	平成 300412	0. 20歳到達 (学生) 4. 任意加入の申出 1. 資格取得届出もれ 5. その他 2. 20歳到達 10. 中国残留邦人等 3. 厚生年金 (共済含む) からの移行 ① 11. 外国からの転入
資格喪失届	平成	1. 厚生年金 (共済含む) への移行 5. 期間満了 2. 任意加入対象者に該当 10. 中国残留邦人等非該当 3. その他 11. 外国への転出 4. 任意喪失の申出
付加保険料納付・辞退申出	平成	1. 納付の申出 3. 農業者年金の資格取得 2. 納付辞退の申出 4. 農業者年金の資格喪失
保険料免除理由該当届	平成	1. 法第89条第1号 (障害基礎年金等) ⑬ 保険料納付申出の確認 2. 法第89条第2号 (生活扶助等) 1. 希望する 3. 法第89条第3号 (国立療養所等) 2. 希望しない
年金手帳再交付申請	平成	1. 紛失 9. その他 2. 破損 (汚れ) ()
備考	前回と同一の口座からの振替を希望する	

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	⑪ 該当年月日	⑫ 理由等
住所変更届	平成	変更前住所
氏名変更届	平成	変更前氏名
死亡届	平成	届出者連絡先

※ 市区町村・日本年金機構連絡欄	⑭ 納付書関連	
	作成不要	1
	早期送付	2

提出にあたってのご注意

「A. 被保険者」欄について

- ・ 選択項目は該当する番号を○で囲んでください。
- ・ 「③氏名」欄は住民基本台帳に登録されている氏名を記入してください。
- ・ 「⑧国籍」欄は外国籍の方のみ記入してください。
- ・ 「⑨外国人通称名」欄は住民基本台帳に登録されている通称を記入してください。

「B. 届出（申出）事項」欄、「C. 届出事項」欄について

- ・ 下表を参考に記入してください。
- ・ 免除理由該当届を届出する場合は、「⑬保険料納付申出の確認」欄を記入してください。なお、保険料納付を希望する場合は、「国民年金保険料免除期間納付申出書」の提出が必要です。
- ・ 住所変更届、氏名変更届および死亡届は、個人番号をお持ちでない方が該当する場合のみ届出が必要です。
- ・ 海外任意加入の場合は、「備考」欄に国内協力者（氏名・住所・被保険者との続柄）を記入してください。
- ・ 国民年金保険料納付書・控除証明書等の郵送物を住民票住所以外のところへ送付を希望される場合は、「備考」欄に希望する郵便番号と住所を記入してください。

● 国民年金に加入するときの届出（申出）

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日」欄	「⑫理由等」欄
20歳に到達したとき	「1」に○印	誕生日の前日	学生の方は「0」に○印 学生以外の方は「2」に○印
厚生年金または共済組合の資格を喪失（退職）したとき		退職日の翌日	「3」に○印
配偶者の退職等により、第3号被保険者でなくなったとき	「2」に○印	配偶者の退職日の翌日あるいは扶養されなくなった日	「5」に○印
配偶者の65歳到達により、第3号被保険者でなくなったとき		配偶者の65歳誕生日の前日	
60歳以上の方が任意加入するとき	「3」に○印	申し出た日	「4」に○印
海外に居住する方が任意加入するとき			

● 国民年金をやめるときの届出（申出）

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日」欄	「⑫理由等」欄
厚生年金または共済組合の資格を取得（就職）したとき	「4」に○印	入社した日	「1」に○印
海外に転出するとき		出国の翌日	「11」に○印
任意加入をやめたいとき	「5」に○印	申し出た日	「4」に○印

● 付加保険料を納付するとき、納付をやめるときの届出（申出）

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日」欄	「⑫理由等」欄
付加保険料の納付を希望するとき	「6」に○印	申し出た日	「1」に○印
付加保険料の納付をやめたいとき			「2」に○印
農業者年金の資格を取得したとき	「7」に○印	農業者年金の資格取得日	「3」に○印
農業者年金の資格を喪失したとき		農業者年金の資格喪失日	「4」に○印

● 国民年金保険料の免除理由に該当したとき、該当しなくなったときの届出

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日」欄	「⑫理由等」欄
免除理由に該当したとき	「8」に○印	該当した日	該当した項目に○印
免除理由に該当しなくなったとき	「9」に○印	該当しなくなった日	該当しなくなった項目に○印

● 年金手帳を再交付するときの申出

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日」欄	「⑫理由等」欄
年金手帳を失くしたとき、破損したとき	「10」に○印	申出をする日	再交付を希望する理由に○印

● 住所変更、氏名変更および死亡の届出（個人番号をお持ちでない方のみ届出が必要）

事例	「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当年月日」欄	「⑫理由等」欄
住所が変わったとき	「11」に○印	住所変更した日	変更前の住所を記入してください
氏名が変わったとき	「12」に○印	氏名変更した日	変更前の氏名を記入してください
亡くなったとき	「13」に○印	亡くなった日	届出者の連絡先を記入してください